

地方都市における地方分権のあり方の一考察

徳島大学大学院 学生員 ○山根 丈
徳島大学工学部 正員 青山 吉隆

1. はじめに

現在の中央集権的な社会システムは、諸機能の東京一極集中問題や経済的、文化的な地域間格差の拡大など国土利用の不均衡を生じさせており、将来の経済社会の発展に大きな問題を投げかけている。このような状況を踏まえ地域がそれぞれの個性や主体性を発揮しつつ、その文化、経済の潜在力を十分に活用できるような地方分権型行政システムに転換する必要性が、全国的に唱えられている。

本研究では、このような地方分権を地方都市づくりという視点から考察する。

2. 権限に関する論議

2. 1 権限の現状と問題点

1) 国の許認可事務

現在国が行う許可、認可、免許、承認の総数は、年々増加しており国の権限は拡大しているのが現状である（表1）。これに対して、地方自治体の許認可数は徳島県を例にとると、県固有の事務はわずかであり、機関委任事務など国からの事務が圧倒的に多いことがわかる（表2）。このように権限は国に集中しているのが現状である。

表1 許認可数の総数（総務庁調べ）

調査時点	前	回	今	回	参	考
	第7回(H4.3.31)		第8回(H5.3.31)		第1回(S60.12.31)	
総数	10,942		11,402		10,054	
対前回増減	225		460		-	

表2 徳島県における許認可件数（平成5年4月1日現在）

団体 委任事務	機関 委任事務	県固有の行政事務			計
		条 例	規 則	要 綱	
85	1,971	166	163	59	2,444

ここで問題となることは、例えば地方自治体が地域の特性を活かした地域づくりを行おうとした場合、総合的土地利用計画を策定しようとしても、主要な国土利用については国に権限が集中しているため、地方自治体独自の判断と責任のもとで行えないなど地方自治

体の独自性の阻害や行政効率の悪化を招くことである。

2) 機関委任事務

機関委任事務は、現在の地方自治体の事務の約7～8割を占めており、また事務の内容・運営の細部まで主務省庁の通達による指示があるため、機関委任事務の事務処理を通じて地方自治体は、中央省庁の下部機関化しているのが現状である。

ここで問題となることは、省庁単位による権限の囲い込みが地方自治体に及び縦割り行政となり、地方自治体の独自の政策や企画の障害となり、そのことが地方自治体の政策意欲をそぎ、活力の低下を引き起こしていることである。

2. 2 権限の見直し

地方自治体は、地域の実情にあった政策を実施するという立場に立ち、許認可事務、機関委任事務の見直しを考える必要がある。見直しの方法として、地方自治体の行政運営の総合性を確保する必要性のあるもの、地域住民の生活や経済活動に影響を及ぼすもの、地方自治体において判断可能なもの等は、地方自治体に権限を移譲するべきであると考えられる。また機関委任事務については、すでに地方自治体において執行されており、地方自治体は事務の内容を熟知しているので、行政効率の面からみて地方自治体の事務とするべきであると考えられる。

3. 財源に関する論議

3. 1 財源の現状と問題点

1) 現在の租税制度

現行の租税制度を見た場合、租税収入は国に偏重していることがわかる（図1）。最終的な租税分配を見ると地方自治体の租税分配は7割程度であるのに対し、収入段階では4割程度となっており、租税分配の過程で国が地方自治体に対し、地方交付税や国庫支出金等によって関与しているのである。

ここで問題となることは、租税の分配過程においての国の地方自治体への関与により地方自治体の行財政

の自主性、独立性の障害となることである。

（租税の内訳）		（国税の配分）	（最終租税配分）
国 税	573,964億円 (62.4%)	296,172億円 (51.6%)	国 296,172億円 (32.2%)
地方税	345,683億円 (37.6%)	地方へ交付 277,792億円 (48.4%)	地 方 623,475億円 (67.8%)

図1 国と地方間における租税収入の配分（平成4年度）

2) 地方交付税制度

地方交付税の目的は、地方自治体間の財源の不均衡による財政力の格差をなくし、その交付基準を通じて地方財政の計画的運営を図ることによって、地方自治体の独立性を強化する事にあるとされている。この地方交付税を各都道府県別に都道府県と市町村の歳出を通じた人口一人当たり租税還元額でみると、現在の地方都市における財源のほとんどが移転財源である地方交付税であることがわかる。（図2）

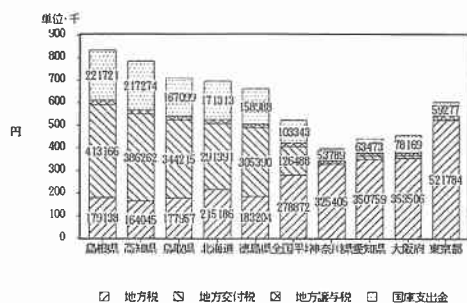


図2 人口一人当たり租税還元額

このように地方交付税制度は、財政基盤の弱体な地方自治体にとって、自主的、自立的な行財政運営を保障する制度である。

3) 国庫補助金等の制度

国庫補助金等とは、国が用途を特定して国庫から地方自治体に、負担金、補助金、委託金等各種の名称により支出交付する資金の総称である。国庫補助金等は地方自治体の歳入決算額の13%近くを占め、重要な財源となっているが、財源の性格上主管省庁により交付の過程で地方自治体に対して関与が行われるといったことが問題となっている。

このように国庫補助金制度も、地方自治体の行財政運営双方の独自性の障害となっている。

3.2 財源の見直し

現在の租税制度の見直しのまず第1は税源配分の見直しであると考えられる。その方法として事務分担量に応じた税源配分を考えるということである。しかし、ここで気をつけなければならないことは、単なる地方税強化型の税制体系にすることは比較的財政基盤の弱体な自治体の多い地方都市を地方分権から切り捨てる恐れがあるということである。

また地方交付税制度については、財政基盤の弱体な地方都市における有効な財源となるよう、その総額を確保すべきである。

次に国庫補助金等は、地方自治体が総合行政力を発揮できるように整理合理化を図る必要がある。

4. 地方自治体の受け皿に関する論議

4.1 地方自治体の現状

地方自治体は、国からの事務の委託や指揮監督により、国の執行機関の要素の強い行政機構となっている。このため、地方自治体に権限が移譲されたとしても独自の企画立案を行うことができない。

また、現在の特に地方都市の地方自治体は財政規模や能力についても弱体であるということがいえる。

このように現在の地方自治体は、行財政規模双方において弱小であると考えられる。

4.2 地方自治体の課題

権限の移譲に伴い、権限を行使するための行政機構の開発、人材の育成、自主財源の確保などが地方自治体における課題になると考えられる。

5. おわりに

これまで見てきたように、現在の地方分権という動きを地方都市において考えたとき地方都市の自治体は行財政規模双方とも弱体であるため、行政的には地域の実情にあった権限の移譲を行い、財政的には地方交付税等の確保が必要であることがわかる。しかし、それにもまして重要なことは、自治体独自による機能強化の推進ということである。

〈参考文献〉

- 1) 地方分権を考える徳島県政塾：国と地方自治体について考える
- 2) 地方分権を考える徳島県政塾：地方自治体の財源について考える
- 3) 地方分権を考える徳島県政塾：地方分権の受け手としての地方自治体について考える